

災害ケースマネジメント

ブース展示 S-057

災害ケースマネジメント ～被災者に寄り添った生活復興支援～

平成28年の鳥取県中部地震の復興対策として、被災者一人ひとりに寄り添った生活復興支援(災害ケースマネジメント)を開始

災害ケースマネジメントとは？

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成し、継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組です。

- ◆ 平成30年4月に県防災危機管理条例に関連規定を設け、**全国で初めて制度を恒久化**
- ◆ 今後の災害発生に備えて、災害ケースマネジメントの社会実装を推進

災害ケースマネジメントによる支援事例(令和5年台風第7号災害)

- ・被災地域の高齢独居世帯等へ、県や市の保健師、社協等が個別訪問(アウトリーチによるニーズ把握)
- ・住家が被災した方へ、県の協定に基づき県建築士会から建築士を派遣し相談対応
- ・被災者は、家屋を取り壊し街中への引っ越しも検討していたが、現地での住宅再建を決断
⇒被災者の生活復興を後押しするとともに、地域の人口流出を防いだ



災害ケースマネジメント ～被災者に寄り添った生活復興支援～

< 災害ケースマネジメントの実施イメージ >

